

○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則

平成15年3月31日規則第23号

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則をここに公布する。

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(県外産業廃棄物の搬入事前協議)

第2条 条例第2条第1項の協議は、県外産業廃棄物搬入事前協議書(様式第1号)により行わなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、第1号から第4号まで及び第6号の書類又は図面については、条例第2条第1項の協議を経て県外産業廃棄物の搬入を行った者が継続して県外産業廃棄物の搬入を行う場合であって、これらの書類又は図面の内容に変更がないときは、省略することができる。

(1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

(2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類

(3) その事業活動により県外産業廃棄物が生ずるまでの工程の概要図

(4) 県外産業廃棄物の発生過程上問題があると認められる場合にあつては、県外産業廃棄物の成分の分析の結果、性状等を記載した書類

(5) 処理を委託する場合にあつては、当該委託について受託者の同意を得たことを証する書面及び産業廃棄物処理業の許可証の写し

(6) 搬入経路図

(7) 継続して県外産業廃棄物の搬入に係る協議を行う場合にあつては、直近の条例第2条第3項の基準に適合する旨の通知の写し

3 条例第2条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 県内の事業者が当該事業活動に伴う県外産業廃棄物の処理(収集又は運搬を除く。)を県内で行うため搬入しようとする場合

(2) 特に緊急を要すると認められる場合

4 条例第2条第2項ただし書の規則で定める者は、他の都道府県知事により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3各号又は第10条の12の2各号に掲げる基準に適合すると認められた産業廃棄物処理業者(次項において「省令基準該当産業廃棄物収集運搬業者」という。)とする。

5 条例第2条第2項ただし書の規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)第13条第1項の産業廃棄物処理業者育成センター(以下この項において「育成センター」という。)が行った格付け(循環型地域社会の形成に関する条例施行規則(平成15年岩手県規則第22号)第9条の2第4項の規定に基づく格付け)をいう。以下この項において同じ。)において最上位の格付けを取得した産業廃棄物処理業者以外の産業廃棄物処理業者に県外産業廃棄物の処分を委託する場合 2年

(2) 育成センターが行った格付けにおいて最上位の格付けを取得した産業廃棄物処理業者に県外産業廃棄物の処分を委託する場合(次号に規定する場合を除く。) 3年

(3) 前号に規定する産業廃棄物処理業者に県外産業廃棄物の処分を委託し、かつ、育成センターが行った格付けを取得した産業廃棄物処理業者又は省令基準該当産業廃棄物収集運搬業者に県外産業廃棄物の収集運搬を委託する場合 4年

一部改正[平成17年規則4号・20年54号・23年11号]

(県外産業廃棄物の処理方法等の基準)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準は、次のとおりとする。

(1) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。

ア 専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用するためのものであること(原材料又は燃料として県内で循環的に利用するために中間処理を行うものを含む。)

イ 貴金属の回収を行うためのものであること。

ウ 循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)第7条第1項の規則で定める圏域から搬入されるものであること。

エ その他本県で処理せざるを得ない特殊事情があると知事が認めるものであること。

(2) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物の排出事業場から搬入施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。

(3) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物の運搬に伴う当該県外産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭、騒音及び振動の発生の防止その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。

(公表)

第4条 条例第2条第7項の公表は、次の事項について行うものとする。

(1) 勧告に従わない者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(2) 勧告に従わない者の住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

(3) 勧告の内容

(搬入事前協議の内容の変更)

第5条 条例第3条第1項の協議は、県外産業廃棄物搬入変更協議書(様式第2号)により行わなければならない。

2 前項の変更協議書には、変更の内容を示す書類を添付しなければならない。

3 条例第3条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議者の氏名及び名称の変更
- (2) 法定代理人の変更
- (3) 事務所及び事業場の所在地の変更(協議時に所在する都道府県内での変更に限る。)

4 条例第3条第3項の届出は、県外産業廃棄物搬入変更届出書(様式第3号)により行わなければならない。

(実績の報告)

第6条 条例第4条の報告は、県外産業廃棄物搬入実績報告書(様式第4号)により、搬入終了後3月以内に行わなければならない。ただし、搬入期間が2年度にわたる場合には、事前協議における搬入開始年度の実績の報告を翌年度6月末日までに行わなければならない。

(実績の公表)

第7条 条例第4条の2の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

追加[平成20年規則54号]

(環境保全協力金の契約)

第8条 条例第5条の契約は、環境保全協力金契約書(様式第5号)により行うものとし、当該契約を締結しようとする者は、条例第2条第1項又は第3条第1項の協議の際に押印の上、知事に2通提出するものとする。

2 環境保全協力金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を目安とする。

- (1) 搬入後埋立て等最終処分を行う場合 搬入量1トンにつき500円
- (2) 搬入後破砕、焼却等中間処理を行う場合 搬入量1トンにつき200円
- (3) 搬入後再生利用等を行う場合 搬入量1トンにつき50円

一部改正[平成20年規則54号]

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、条例第5条の規定の施行の日

[平成16年1月1日]から施行する。

2 県外産業廃棄物を県内において中間処理し県外で循環的に利用するために行う搬入に係る第3条の適用については、排出事業者、搬入される産業廃棄物の種類、搬出先の産業廃棄物処理業者、搬出した産業廃棄物の処理方法等が条例の施行の際現に行われているものと同一であると認められる場合に限り、当分の間、同条第1号ア中「県内で循環的に利用」とあるのは「循環的に利用」と読み替えて適用するものとする。

附 則(平成17年3月4日規則第4号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年8月26日規則第78号)

1 この規則は、平成17年8月29日から施行する。

2 この規則による改正前の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する規則に規定する様式による用紙は、平成18年8月29日までの間、使用することができる。

附 則(平成20年3月28日規則第54号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び様式第5号の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則に規定する様式(様式第5号を除く。)による用紙は、平成21年3月31日までの間、使用することができる。

附 則(平成23年3月25日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日規則第9号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に作成する報告書等について適用し、同日前に作成した報告書等については、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

協議者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称並びに代表者の氏名)

県外産業廃棄物搬入事前協議書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第2条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

新規 更新	更新前の事前協議の適合通知書：	年	月	日	第	号
----------	-----------------	---	---	---	---	---

排 出 事 業 場	(名 称)			
	(所在地)			
	〒			
	[TEL]		
	(業 種)			
県内へ搬入する産業廃棄物	種 類			
	性 状			
	搬 入 量	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年
	種 類			
	性 状			
	搬 入 量	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年
搬入期間	(1年間以内の協議の場合) 協議終了後1年間 年 月 日から 年 月 日まで		(格付けを取得した事業者へ委託する場合) 協議終了後 年間 年 月 日から 年 月 日まで	
搬入経路				
搬入時間帯	午前・午後 : ~午前・午後 :			

備考1 「新規 更新」については、該当するものに○印を付してください。

2 別紙に所要事項を記載の上、添付してください。

(A4)

別紙

県外産業廃棄物の処理内容等

処 理	収 集 ・ 運 搬	1 自己 2 委託	格付け区分(収集運搬) ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ 省令基準該当
		業者名	業者名
		許可年月日及び許可番号(岩手県)	許可年月日及び許可番号(岩手県)
		年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
		許可年月日及び許可番号(積込み地)	許可年月日及び許可番号(積込み地)
		年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
		運搬方法及び量	運搬先
		1台当たり t	
		1 自己 2 委託	格付け区分(中間処理) ☆ ☆ ☆ ☆ ☆
		業者名	

内容	中間処理	許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
		処理方法、設備、能力及び場所 処理方法 設備 能力 場所
		処理後の処分方法及び量 t
		処理上の留意事項
	最終処分	1 自己 2 委託 <input type="checkbox"/> 格付け区分(最終処分) ☆ ☆☆ ☆☆☆
		業者名 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
		処理方法、設備、能力及び場所 処理方法 設備 能力 場所
		処分上の留意事項
現在の処理方法		
県内に搬入しようとする理由		
適合通知書の送付先	〒 住所 担当者氏名 電話番号	

- 備考1 「1 自己 2 委託」については、該当するものに○印を付してください。
- 2 「格付け区分(収集運搬(中間処理・最終処分)) ☆ ☆☆ ☆☆☆ 省令基準該当」については、県外産業廃棄物の処理を委託する産業廃棄物処理業者が育成センターから格付けを取得している場合における当該格付けの区分等に該当するものに○印を付してください。

(A4)

全部改正〔平成20年規則54号〕、一部改正〔令和4年規則9号〕
様式第2号(第5条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

協議者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び商号又は名称並びに代表
者の氏名)

県外産業廃棄物搬入変更協議書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

変更前の事前協議の適合通知書： 年 月 日 第 号

排 出 事 業 場	(名 称)		
	(所在地)		
	〒 [TEL]		
	(業 種)		
県 内 へ 搬 入 す る 産 業 廃 棄 物	種 類		
	性 状		
	搬 入 量	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年
入 入 す る 産 業 廃 棄 物	種 類		
	性 状		
	搬 入 量	t / 月 t / 年	t / 月 t / 年
搬 入 期 間	(1年間以内の協議の場合)		(格付けを取得した事業者にて委託する場合)
	協議終了後1年間 年 月 日から 年 月 日まで		協議終了後 年間 年 月 日から 年 月 日まで
搬 入 経 路			
搬 入 時 間 帯	午前・午後 : ~午前・午後 :		

注 別紙に所要事項を記載の上、添付してください。

(A4)

別紙

県外産業廃棄物の処理内容等

処 理	収 集 ・ 運 搬	1 自己 2 委託 格付け区分(収集運搬) ☆☆☆ 省令基準該当
		業者名 業者名
中	1 自己 2 委託 格付け区分(中間処理) ☆☆☆	許可年月日及び許可番号(岩手県) 許可年月日及び許可番号(岩手県)
		許可年月日及び許可番号(積込み地) 許可年月日及び許可番号(積込み地)
	運搬方法及び量	運搬先
	1台当たり t	
	1 自己 2 委託 格付け区分(中間処理) ☆☆☆	許可年月日及び許可番号

の 内 容	間 処 理	年 月 日 第 号
		処理方法、設備、能力及び場所 処理方法 設備 能力 場所
		処理後の処分方法及び量 t
		処理上の留意事項
	最 終 処 分	1 自己 2 委託 <input type="checkbox"/> 格付け区分(最終処分) ☆ ☆☆ ☆☆☆ 業者名 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
		処理方法、設備、能力及び場所 処理方法 設備 能力 場所
		処分上の留意事項
	現在の処理方法	
	県内に搬入しようとする理由	
	適合通知書の送付先	〒 住所 担当者氏名 電話番号

- 備考1 「1 自己 2 委託」については、該当するものに○印を付してください。
- 2 「格付け区分(収集運搬(中間処理・最終処分)) ☆ ☆☆ ☆☆☆ 省令基準該当」については、県外産業廃棄物の処理を委託する産業廃棄物処理業者が育成センターから格付けを取得している場合における当該格付けの区分等に該当するものに○印を付してください。
- 3 変更事項は、変更前と変更後を対比して記載してください。

(A4)

全部改正[平成20年規則54号]、一部改正[令和4年規則9号]
様式第3号(第5条関係)

岩手県知事 様

届出者 住 所
氏 名
担当者氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる
及び商号又は名称並びに)

県 外 産 業 廃 棄 物 搬 入 変 更 届 出 書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第2条第3項の適合通知を受けた県外産業廃棄物の搬入事項を変更したので、同条例第3条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

適 合 通 知 書		年 月 日 付 け 第 号
変更した事項の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 理 由		

全部改正〔平成17年規則78号〕、一部改正〔令和4年規則9号〕
様式第4号(第6条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び商号又は名称並びに代表
者の氏名)

県 外 産 業 廃 棄 物 搬 入 実 績 報 告 書

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第2条第3項の適合通知を受けた県外産業廃棄物の搬入の実績について、同条例第4条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 適合通知書 年 月 日付け 第 号
- 2 搬入期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 搬入先 (格付けの有無 有・無)
- 4 報告の種類 年度末・終了後
- 5 報告期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 搬入実績

産業廃棄物の種類	搬入量 (t)	処分内容	備 考

備考 搬入実績がない場合でも、その旨報告してください。

(A4)

全部改正[平成20年規則54号]、一部改正[令和4年規則9号]
様式第5号(第8条関係)

環境保全協力金契約書

贈与者 (以下「甲」という。)と受贈者岩手県(以下「乙」という。)とは、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号。以下「条例」という。)第5条に基づく環境保全協力金について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、乙に対し、乙が 年 月 日付け 第 号により基準に適合すると認めた県外産業廃棄物の搬入に伴い、環境保全協力金を納入するものとする。

第2 契約期間は、 年 月 日(搬入開始日)から環境保全協力金の納入が終了するまでとする。

第3 環境保全協力金の額は、搬入量1トン当たり 円とし、搬入実績に乗じて得た額とする。

2 環境保全協力金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てるものとする。

第4 甲は、県外産業廃棄物の搬入の実績について条例第4条の規定により報告するものとする。なお、乙は、必要に応じ、当該報告の内容を示す帳簿の写し等の添付を求めることができる。

第5 甲は、搬入終了後、第4の搬入の実績に基づき、乙が送付する納入通知書により環境保全協力金を納入するものとする。

第6 この契約について疑義が生じたとき、若しくはこの契約により難しい事情が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議の上定める。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

年 月 日

贈与者 住所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

受贈者 岩手県

代表者 岩手県知事 氏 名 ㊟

一部改正〔平成20年規則54号〕